

意見書案第 1 1 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める
意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり花巻市議会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により
提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 4 日提出

花巻市議会議長 藤 原 晶 幸 様

提出者 花巻市議会文教福祉常任委員会
委員長 伊 藤 源 康

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める
意見書

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近では鬱病や認知症の危険因子になることも指摘されています。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごせるよう補完するのが補聴器です。

日本の難聴者率は欧米と比較して大差はないと言われてはいますが、補聴器の使用率は欧米と比べると極端に低い数値となっています。この背景として、日本において補聴器の価格は片耳当たりおおむね15～30万円と高額でありながら医療保険の適用がないため、全額自己負担であること、それに加え、公的支援制度が不十分であることなどがあります。欧米では補聴器を医療のカテゴリーとして捉え、41デシベル以上の中等度難聴者から補聴器購入に対する公的補助制度が確立されています。しかし、日本では両耳70デシベル以上の高度・重度難聴者に対し補装具費支給制度により負担が軽減されているものの、その対象者はわずかであり、ほとんどの人が全額自己負担で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

補聴器がさらに普及することにより、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

よって、国におかれましては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年12月16日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

花巻市議会議長 藤原晶幸